

庶務諸給与事務

(7) 病気休暇の承認手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																
平野高等学校	<p>病気休暇のうち1名4件の承認手続について、診断書等の必要な確認書類が提出されていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="457 548 1261 743"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>事実発生日</th> <th>取得時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">A</td> <td>平成29年6月27日</td> <td>10:30~17:00</td> </tr> <tr> <td>平成29年6月30日</td> <td>終日</td> </tr> <tr> <td>平成29年7月6日</td> <td>終日</td> </tr> <tr> <td>平成29年7月18日</td> <td>終日</td> </tr> </tbody> </table>	職員	事実発生日	取得時間	A	平成29年6月27日	10:30~17:00	平成29年6月30日	終日	平成29年7月6日	終日	平成29年7月18日	終日	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われない。</p> <div data-bbox="1317 541 2496 1787" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例】 (病気休暇) 第14条 任命権者は職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認める場合には、病気休暇を与えることができる。 2 病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認める必要最低限の日又は時間とする。</p> <p>【病気休暇の承認手続の見直しについて (通知)】 (平成25年3月29日付け教委職企第2282号 教職員室企画課長通知) 1 病気休暇を願い出る場合に診断書の提出を義務化</p> <table border="1" data-bbox="1326 877 2487 1066"> <thead> <tr> <th>旧</th> <th>新</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7日以上に及ぶ病気休暇を願い出る場合に診断書を義務化。ただし、7日未満の場合についても、医師の診断書等の提出を求める。</td> <td>病気休暇を願い出る場合(時間単位含む)に診断書の提出を義務化。</td> </tr> </tbody> </table> <p>○1枚の診断書で一定期間に及ぶ通院加療の病気休暇を承認する場合、診断書発行日以外の通院加療日については、通院の事実を確認できる領収書等(写)の提出を求める。 ○提出された診断書について、その発行日から起算して1年を経過した場合は、健康管理の観点も含めて、新たな診断書の提出を求める。</p> <p>2 指定難病等※に罹患した職員に対する診断書の取扱いの「特例」について</p> <div data-bbox="1326 1297 2487 1787" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【「特例」の内容】 指定難病等に罹患した職員が突発的な症状等により通院を要した場合、年1回の診断書に予め病名と突発的な症状等により通院の可能性のある旨の記載があれば、通院の度に新たに診断書を提出することは不要とする。 ○通院の原因である突発的な症状等については、診断書記載と同一の指定難病等に起因するものであることが必要。 ○通院の度に、事後、通院の事実を確認できる領収書等(写)の提出を求める。 ○この特例の対象は通院の場合に限られ、自宅での安静加療等は除く。 ○少なくとも年1回、新たな診断書の提出は必要。 ※指定難病等とは、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第5条第1項に規定する指定難病及び厚生労働省が実施する特定疾患治療研究事業の対象とされている疾患(特定疾患)をいう。</p> </div> </div>	旧	新	7日以上に及ぶ病気休暇を願い出る場合に診断書を義務化。ただし、7日未満の場合についても、医師の診断書等の提出を求める。	病気休暇を願い出る場合(時間単位含む)に診断書の提出を義務化。	<p>本件について、職員から診断書とともに通院の事実を確認できる領収書の写しの提出を受けた。 今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
職員	事実発生日	取得時間																	
A	平成29年6月27日	10:30~17:00																	
	平成29年6月30日	終日																	
	平成29年7月6日	終日																	
	平成29年7月18日	終日																	
旧	新																		
7日以上に及ぶ病気休暇を願い出る場合に診断書を義務化。ただし、7日未満の場合についても、医師の診断書等の提出を求める。	病気休暇を願い出る場合(時間単位含む)に診断書の提出を義務化。																		

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成31年1月8日)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																																																													
かわち野高等学校	<p>病気休暇のうち4名25件の承認手続について、診断書等の必要な確認書類が提出されていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="385 525 1181 1570"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>事実発生日</th> <th>取得時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">A</td> <td>平成29年10月19日</td> <td>8:20～10:50</td> </tr> <tr> <td>平成29年10月24日～25日</td> <td>終日</td> </tr> <tr> <td>平成29年10月26日</td> <td>8:20～12:05</td> </tr> <tr> <td>平成29年11月2日</td> <td>終日</td> </tr> <tr> <td>平成29年11月7日</td> <td>8:20～10:50</td> </tr> <tr> <td>平成29年11月10日</td> <td>8:20～9:10</td> </tr> <tr> <td>平成29年11月20日</td> <td>終日</td> </tr> <tr> <td>平成30年2月13日</td> <td>8:20～11:50</td> </tr> <tr> <td>平成30年2月20日</td> <td>終日</td> </tr> <tr> <td>平成30年2月22日～23日</td> <td>終日</td> </tr> <tr> <td>平成30年2月28日～3月1日</td> <td>終日</td> </tr> <tr> <td>平成30年3月8日</td> <td>終日</td> </tr> <tr> <td>平成30年3月14日</td> <td>15:20～16:50</td> </tr> <tr> <td>平成30年3月15日</td> <td>終日</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">B</td> <td>平成29年4月6日</td> <td>終日</td> </tr> <tr> <td>平成29年5月1日</td> <td>8:20～15:00</td> </tr> <tr> <td>平成29年6月5日</td> <td>終日</td> </tr> <tr> <td>平成29年7月6日</td> <td>終日</td> </tr> <tr> <td>平成29年8月7日</td> <td>終日</td> </tr> <tr> <td>平成29年10月16日</td> <td>終日</td> </tr> <tr> <td>平成29年12月26日</td> <td>終日</td> </tr> <tr> <td>平成30年1月11日</td> <td>12:00～16:50</td> </tr> <tr> <td>平成30年3月26日</td> <td>8:20～12:20</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>平成29年6月8日</td> <td>12:05～16:50</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>平成30年2月28日</td> <td>13:50～16:50</td> </tr> </tbody> </table>	職員	事実発生日	取得時間	A	平成29年10月19日	8:20～10:50	平成29年10月24日～25日	終日	平成29年10月26日	8:20～12:05	平成29年11月2日	終日	平成29年11月7日	8:20～10:50	平成29年11月10日	8:20～9:10	平成29年11月20日	終日	平成30年2月13日	8:20～11:50	平成30年2月20日	終日	平成30年2月22日～23日	終日	平成30年2月28日～3月1日	終日	平成30年3月8日	終日	平成30年3月14日	15:20～16:50	平成30年3月15日	終日	B	平成29年4月6日	終日	平成29年5月1日	8:20～15:00	平成29年6月5日	終日	平成29年7月6日	終日	平成29年8月7日	終日	平成29年10月16日	終日	平成29年12月26日	終日	平成30年1月11日	12:00～16:50	平成30年3月26日	8:20～12:20	C	平成29年6月8日	12:05～16:50	D	平成30年2月28日	13:50～16:50	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例】 (病気休暇) 第14条 任命権者は職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認める場合には、病気休暇を与えることができる。 2 病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認める必要最低限の日又は時間とする。</p> <p>【病気休暇の承認手続の見直しについて (通知)】 (平成25年3月29日付け教委職企第2282号 教職員室教職員企画課長通知)</p> <p>1 病気休暇を願い出る場合に診断書の提出を義務化</p> <table border="1" data-bbox="1270 856 2320 1050"> <thead> <tr> <th>旧</th> <th>新</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7日以上に及ぶ病気休暇を願い出る場合に診断書を義務化。ただし、7日未満の場合についても、医師の診断書等の提出を求める。</td> <td>病気休暇を願い出る場合(時間単位含む)に診断書の提出を義務化。</td> </tr> </tbody> </table> <p>○1枚の診断書で一定期間に及ぶ通院加療の病気休暇を承認する場合、診断書発行日以外の通院加療日については、通院の事実を確認できる領収書等(写)の提出を求める。 ○提出された診断書について、その発行日から起算して1年を経過した場合は、健康管理の観点も含めて、新たな診断書の提出を求める。</p> <p>2 指定難病等※に罹患した職員に対する診断書の取扱いの「特例」について</p> <p>【「特例」の内容】 指定難病等に罹患した職員が突発的な症状等により通院を要した場合、年1回の診断書に予め病名と突発的な症状等により通院の可能性のある旨の記載があれば、通院の度に新たに診断書を提出することは不要とする。</p> <p>○通院の原因である突発的な症状等については、診断書記載と同一の指定難病等に起因するものであることが必要。 ○通院の度に、事後、通院の事実を確認できる領収書等(写)の提出を求める。 ○この特例の対象は通院の場合に限られ、自宅での安静加療等は除く。 ○少なくとも年1回、新たな診断書の提出は必要。</p> <p>※指定難病等とは、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第5条第1項に規定する指定難病及び厚生労働省が実施する特定疾患治療研究事業の対象とされている疾患(特定疾患)をいう。</p>	旧	新	7日以上に及ぶ病気休暇を願い出る場合に診断書を義務化。ただし、7日未満の場合についても、医師の診断書等の提出を求める。	病気休暇を願い出る場合(時間単位含む)に診断書の提出を義務化。	<p>職員Aについては、平成30年3月8日及び14日分の診断書等の必要な確認書類の提出を受けたが、それ以外の日は条例等に定められた要件を満たしていなかったため、病気休暇を取り消し、年次休暇として処理した。</p> <p>また、年次休暇付与日数を超えた日については欠勤扱いとなるため、給与の返納手続を行い、納付確認を行った。</p> <p>職員Bについては、診断書等の必要な確認書類の提出を受けた。</p> <p>職員C・Dについては、条例等に定められた要件を満たしていなかったため、病気休暇を取り消し、年次休暇として処理した。</p> <p>今後は、条例等に基づき適正な事務処理を行う。</p>
職員	事実発生日	取得時間																																																														
A	平成29年10月19日	8:20～10:50																																																														
	平成29年10月24日～25日	終日																																																														
	平成29年10月26日	8:20～12:05																																																														
	平成29年11月2日	終日																																																														
	平成29年11月7日	8:20～10:50																																																														
	平成29年11月10日	8:20～9:10																																																														
	平成29年11月20日	終日																																																														
	平成30年2月13日	8:20～11:50																																																														
	平成30年2月20日	終日																																																														
	平成30年2月22日～23日	終日																																																														
	平成30年2月28日～3月1日	終日																																																														
	平成30年3月8日	終日																																																														
	平成30年3月14日	15:20～16:50																																																														
	平成30年3月15日	終日																																																														
B	平成29年4月6日	終日																																																														
	平成29年5月1日	8:20～15:00																																																														
	平成29年6月5日	終日																																																														
	平成29年7月6日	終日																																																														
	平成29年8月7日	終日																																																														
	平成29年10月16日	終日																																																														
	平成29年12月26日	終日																																																														
	平成30年1月11日	12:00～16:50																																																														
	平成30年3月26日	8:20～12:20																																																														
C	平成29年6月8日	12:05～16:50																																																														
D	平成30年2月28日	13:50～16:50																																																														
旧	新																																																															
7日以上に及ぶ病気休暇を願い出る場合に診断書を義務化。ただし、7日未満の場合についても、医師の診断書等の提出を求める。	病気休暇を願い出る場合(時間単位含む)に診断書の提出を義務化。																																																															

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成30年12月13日)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容		
東大阪支援学校	<p>30日以上病気休暇を取得した職員の復業に当たっては、安全衛生管理者である所属長は総括安全衛生管理者である教育次長に対し、大阪府立学校職員安全衛生管理規程第31条に基づく病者の報告等を行わなければならないが、報告がなされていないものが1件あった。</p> <table border="1" data-bbox="602 617 1326 806"> <tr> <td data-bbox="602 617 1326 657">診断書における休業期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="602 657 1326 806">平成29年8月17日から同年9月30日まで（45日間）</td> </tr> </table>	診断書における休業期間	平成29年8月17日から同年9月30日まで（45日間）	<p>今後は、大阪府立学校職員安全衛生管理規程に基づき、適正な事務処理を行なわれたい。</p> <p>【大阪府立学校職員安全衛生管理規程】 (病者の報告等)</p> <p>第31条 安全衛生管理者は、次の各号のいずれかに該当する職員が、療養に専念しないために就業を禁止する必要があると認めるときは、病者報告書（様式第4号）に医師の診断書を添付し、総括安全衛生管理者に報告しなければならない。疾病等により30日以上休業又は休職していた職員が復業又は復職するときも、同様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 病毒伝ばのおそれのある伝染性の疾病にかかった職員 二 精神障害のため、勤務させることにより、病勢が著しく増悪するおそれのある職員 三 心臓、腎臓、肺等の疾病で勤務のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった職員 	<p>検出事項について、復業に係る病者報告書を福利課に提出した。今後は、法令等に基づき、適正に処理を行う。</p>
診断書における休業期間					
平成29年8月17日から同年9月30日まで（45日間）					

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成31年1月30日）